



令和7年3月1日からIHCでは

**犯罪実行者募集情報を「違法情報」として
通報を受け付けています。**

いわゆる**闇バイト**投稿

IHCの運用ガイドラインを改定しました！

※ IHC：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）



次のような投稿は、**違法情報（職業安定法違反等）**として、
IHCへの通報対象となります。

犯罪実行者募集情報



公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に
就かせる目的での労働者の募集

「闇バイト」「ホワイト案件」「叩き」「受け子」
「出し子」「運びの仕事」等、犯罪の実行者募集を
示唆する表現が記載された投稿



虚偽に当たる又は誤解を生じさせる
ような労働者募集の表示

募集者の氏名（名称）、住所、連絡先、業務内容、
就業場所、賃金について記載のない求人の投稿



今回の改訂では、次の情報も違法情報として新たに通報対象に追加されました。

- 無登録貸金業者による広告（いわゆる「ヤミ金」の広告）
- 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為



インターネット・
ホットラインセンター
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

<https://www.internethotline.jp>



サイバーセンター公式「X」(旧Twitter)

兵庫県警察サイバーセンターではX（旧Twitter）で、サイバー犯罪や
サイバーセキュリティの情報をいち早くお届けしています。

https://x.com/HPP_c3division

